



## 業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

### 記

- 1 件名 藻岩浄水場脱水機設備整備修繕
- 2 業者名 月島機械株式会社 札幌支店
- 3 特定理由  

本修繕対象機器である藻岩浄水場脱水機設備は、浄水処理工程で発生したスラッジを加圧脱水処理するための設備で、産業廃棄物の中間処理施設に当たる大変重要な設備である。

本修繕は、経年劣化した部品の交換及び分解設備を行うことにより、各機器の機能回復を図るものである。

本設備は、上記業者により設計・納入が行われたものであり、整備に必要な技術、資料についてはメーカー独自の仕様や一般に公開していないものが多く、当該メーカーのみが有しているものである。本修繕後の試運転や性能確認なども総合的な調整が必要なことから施工業者である上記業者以外では行うことができない。

以上の理由から、上記業者を特定する。
- 4 根拠規定  

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に該当すると判断されるため。